

檀原市立耳成小学校 いじめ防止基本方針

はじめに（学校の方針について）

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害するとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

このことから、本校では、全ての教職員が、いじめは重大な人権問題であり、決して許すことのできない行為であるとの認識のもと、学校教育全体を通して、児童一人一人に自尊感情や社会的な規範意識を培い、「いじめを決して行わない」「いじめを決して許さない」という認識と、そのことを実践できる力を育成し、「いじめのない学校」づくりを目指すものである。

そのために、教職員自らが、「いじめを決して許さない・見逃さない」という決意のもと、人権意識といじめに対する正しい理解をもち、些細なサインを見逃さない共感力やカウンセリングマインドを高め、対応力を向上させるよう研鑽する。また、日常的に児童観察を行うとともに、アンケート調査や個人面談、人目につかない場所の巡回、家庭との密な連携等による情報収集を行い、組織的に取組を進めることにより、児童が安全で安心して活動できる環境づくりに努める。

1 いじめの問題に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法 第2条」より

なお、「いじめ事案」とは、「いじめ」発生後の対応も含めた一連の事柄とする。

(2) いじめ対策についての基本的な考え方

- いじめは決して許されることのない重大な人権侵害である。

いじめは児童の心を深く傷つけるものであり、重大な人権侵害である。いじめはどの子どもにも起こり得るものであるという認識をもち、いじめを見逃さない。

- 未然防止に努めていても発生するとの認識をもつ。

児童間のトラブルやけんか、ふざけあいと見えるものの中にもいじめがあると考え、限定的に解釈せず認知にあたる。

- 互いに人格を尊重できる豊かな人間関係を築く。
いじめについて児童に十分な理解を促すとともに、児童が互いの人格を尊重できる人間関係づくり、学級・学校づくりを行う。
- 地域社会全体で取り組む
校外で起こるいじめもあることから、日ごろから家庭・地域・関係機関等と密接に連携した取組を行う。
- いじめられた児童の立場で考える
個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断を行う際には、表面的・形式的にならないように留意し、いじめられた児童の立場で考える。

2 いじめ防止のための体制

(1) いじめの防止等のための組織

学校におけるいじめ防止、早期発見及びいじめの対処等に関する措置を実効的に行うため、管理職及び複数の教職員等からなる「いじめ問題対策委員会」を別に定める。その役割は、以下の通りである。【別紙1】

- ①学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の役割
- ②いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ③いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ④いじめの疑いに係る情報があつたときには緊急会議を開き、いじめに関する情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための役割

学校が重大事態の調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じた適切な専門家を加えて対応する。

(2) いじめ防止等に係る年間計画

いじめの未然防止・早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要があることから、いじめ防止等に係る年間計画を別に定める。年間計画の作成にあたっては、児童への指導・職員研修・保護者や関係機関との連携等に留意する。【別紙2】

3 いじめの問題への取組

(1) いじめ防止

- ・いじめを生まない土壌づくりのため、児童への取組の前提として、教職員間で相談・協力できる風通しの良いぬくもりのある職場環境をつくり、教職員が一致団結して取組を進める。

- ・児童の主体性を尊重した学級経営や教育活動を展開することを通して、児童の居場所づくり、絆づくりを行う。そして、いじめを許容しない雰囲気醸成されるように努める。
- ・児童の人権意識の高揚と自尊感情を高める取組を充実させる。
- ・児童自らがいじめの問題について考え、主体的にいじめの防止に向けて行動を起こせるような取組を進める。
- ・教職員間で学年度の引継ぎや共通理解が効果的にできるよう工夫し取り組む。
- ・授業改善の取組や個に応じた学習支援を推進する。
- ・主体的な学びだけではなく、表現力やコミュニケーション能力を身に付けることを目標としたアクティブ・ラーニングの実践（児童が主体的にいじめの問題について考え、議論すること等）に努める。
- ・児童が情報モラルや情報リテラシーを身に付け、情報に関する問題に適切に対処し、積極的に情報社会に参加しようとする態度を育む教育を推進する。また、保護者にもインターネット上のいじめの現状や危険性、著しい人権侵害につながることに ついての啓発に努める。
- ・家庭や地域に学校基本方針の周知徹底を図るとともに、平素から学校と家庭、地域が連携・協力できる、顔の見える関係の構築に取り組む。

(2) 早期発見

- ・日常的に児童との信頼関係を構築し、小さな変化を見逃さないよう留意する。そして、日頃より児童の話を傾聴するなど相談しやすい雰囲気を作っておく。
- ・教職員は、いじめに対する正しい理解をもち、被害児童の目線に立つよう努める。そして、いじめを単なるトラブルであるといった表面的な限定判断をすることなく、正しく認知する
- ・子どもの危険信号を見逃さないために、子どもの話に耳を傾けたり、子ども目線で物事を考えたりすることで、子どものおかれている状況や心情を理解することに努める。県のいじめアンケートや本校で実施している生活アンケートを活用し、本人の申告はもとより周りの児童などの気づきを大切に、本校に配置されている心理相談員の紹介やいじめの相談の窓口があることを児童に知らせる。
- ・児童の健やかな成長とよりよい学びのためには、平素から学校が家庭や地域と積極的に連携していくことが望まれる。保護者は、いじめ事案の解決に極めて重要な教育的役割を担っており、家庭において社会的な規範意識等を養うためには、学校や地域との連携が重要である。

(3) 早期対応

- ・解決に向けては教職員一人で抱え込むことなく、速やかに「学校いじめ問題対策委員会」に報告し、被害児童をいじめから徹底して守るとともに、心のケア等の必要な支援を行う。
- ・いじめ事案（疑われるものも含め）を確認した場合、いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な対応を行う。「私は一人ではない。先生や友だちが守ってくれる。」という安心感をもたせ、被害児童を見守り、児童の心の痛みに寄り添う姿勢で接する。
- ・当該児童の話を十分に聴く態度に徹し、不安や恐怖等、様々な気持ちを共感的に受け止めながら、安全で安心できる環境を確保し、いじめの事実確認をする。その際、児童の心身の状態、発達段階を十分配慮して行う。
- ・いじめを受けた児童や周囲の児童から聴き取った内容をもとに、正確に事実を確認し、教職員間の共通理解を徹底する。
- ・加害児童については、その行為について厳正に指導するとともに、内面に抱える不安や不満、ストレス等を受け止めるよう心掛け、その立ち直りを支援する。必要な場合は、専門機関につなげる。
- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、速やかに行為者を特定し、削除するよう指導するなどの措置を取る。ただし、不適切な書き込み等を確認した場合、必ず削除前に当該書き込み等の状況を保存する（関連ウェブサイトや電子メール、SNS でのメッセージの印刷および保存を行う。携帯電話やスマートフォンの場合はスクリーンショット等による画面の保存を行う等。これらの方法による保存が困難な場合は、画面を表示した状態の機材全体を撮影して保存する）。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・初期対応では、被害・加害の児童の保護者に対して、その心情に十分配慮した対応を迅速に行う。

(3) いじめの解消

- ・いじめが解消している状態とは、少なくとも「いじめに係る行為が止んでいる」とこと及び「被害児童が心身の苦痛を感じていない」ことの2つの要件が満たされている必要がある。
- ・いじめが解消したとみられる場合でも、被害児童の心のケアや支援を適切に行う。

(4) **再発防止**

- ・いじめは再発しやすいことから、いじめが解消したとみられる場合でも、いじめを受けた児童の自尊感情が著しく低下したり、心的外傷によりP T S D（心的外傷後ストレス障害）傾向を示したりすることが考えられる。そこで、引き続きいじめを受けた児童を十分観察し、場合によっては医療機関や児童相談所等の関係機関とも連携し、心のケアや支援を行う。

4 重大事態への対応

(1) **重大事態とは**

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされる疑いがあると認めるとき。
- ・児童又は保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申出があったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる。

(2) **重大事態への対応**

- ・重大事態と考えられる事案が発生した際には、「檀原市いじめ防止基本方針」に基づき、直ちに檀原市教育委員会に報告し、事実関係を明確にするための調査の実施や措置等、適切に連携し対応する。
- ・学校は事実にしっかりと向き合い、市の「いじめ防止対策会議」等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。
- ・学校が主体となって調査を行う場合には、被害児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行い、改めて事実関係を把握し再発防止に努める。この際、被害児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査を行う。
- ・調査による事実関係の確認とともに、加害児童への指導を行い、いじめ行為を止める。いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習等の支援を行う。
- ・事案の重大性を踏まえ、積極的に教育委員会に指導・支援を要請するとともに、関係機関ともより適切に連携して対応する。
- ・学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。これらの情報の提供に当たっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に対応する。

5 その他

策定した学校基本方針については、学校のHP掲載等を通じ情報発信し、保護者や地域住民が学校基本方針の内容を容易に確認できる措置を講じるとともに、その内容を年度当初に児童、保護者等に説明するものとする。また、家庭や地域等からの意見も聴取することに留意する。そして、いじめ防止等の実効性の高い取組を実施する必要から、学校基本方針が効果的に機能しているかについて、いじめ問題対策委員会において点検し、必要に応じて見直しを行う。

いじめ問題対策委員会

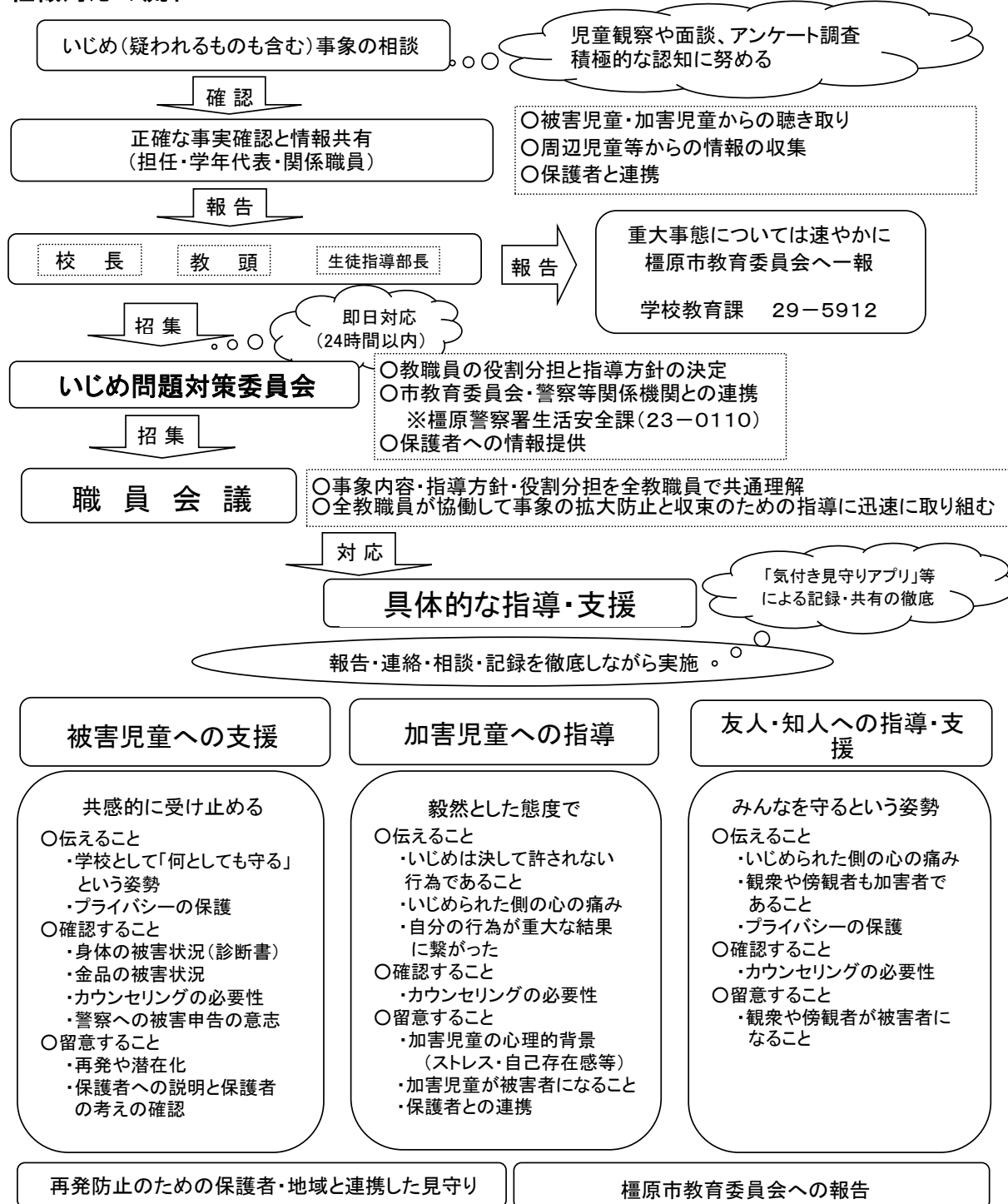
校長・教頭・教務・生徒指導部長・人権教育部長
 学年代表・特別支援コーディネーター
 いじめ不登校対策指導員、該当学級担任、養護教諭 等

※必要に応じて臨床心理士等の
 外部専門家の参加を願う

○学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を設置する。

○委員会を中心として、特定の教員がいじめ問題を抱え込むことのないように、教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談・記録を確実にし、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

組織対応の流れ



重大事態への対応

- ・速やかに檀原市教育委員会に報告するとともに、必要に応じて警察等関係機関に連絡する
- ・檀原市教育委員会支援のもと、管理職を中心として学校全体で組織的に対応し迅速な事案解決に努める
- ・事案により、当事者の同意を得た後、説明文書の配布や緊急の保護者会等の開催について検討する
- ・マスコミ等の対応は管理職を窓口とする

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
会議・研修	職員研修	いじめ問題対策委員会① 児童理解	いじめ問題対策委員会②	いじめ問題対策委員会③	職員研修	いじめ問題対策委員会④ 児童理解
未然防止	PTA総会・代議員会等での啓発(通年)	人権を確かめあう日のお話 人権学習参観授業(年1回)	人権を確かめあう日のお話	人権を確かめあう日のお話		人権を確かめあう日のお話 人権作文・くちなし集会・ともだち集会
早期発見	教育相談 家庭訪問 SC・心理相談	児童いじめアンケート調査 SC・心理相談	こころと生活アンケート SC・心理相談	SC・心理相談	スクリーニング会議 SC	こころと生活アンケート SC・心理相談

	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
会議・研修	いじめ問題対策委員会⑤	いじめ問題対策委員会⑥	いじめ問題対策委員会⑦	いじめ問題対策委員会⑧	いじめ問題対策委員会⑨	いじめ問題対策委員会⑩ 児童理解
未然防止	人権作文・くちなし集会・ともだち集会					人権を確かめあう日のお話
早期発見	学校生活アンケート調査 SC・心理相談	SC・心理相談	個人懇談 SC・心理相談	SC・心理相談	入学説明会 人権を確かめあう日のお話 SC・心理相談	人権を確かめあう日のお話 SC・心理相談

未然防止に向けて

- 認め合い支え合う集団づくり
 - ・「居場所」づくりと「絆」づくり
 - ・「自己有用感」、「自己肯定感」を育む授業や学校行事等
 - ・児童の行う自主的ないじめ防止等に関わる活動への支援
- 人権意識の高揚と豊かな心の育成
 - ・人権教育の充実
 - ・道徳教育の充実
- 情報教育の充実
 - ・情報モラル教育の推進(SSTで教材化等)
 - ・フィルタリング利用と家庭におけるインターネット・SNS利用のルールづくり等の啓発
- 児童の様子把握
 - ・共感的児童理解
- 保護者・地域・関係機関との連携
 - ・保護者への啓発と情報発信
 - ・地域への情報発信と関係機関との連携

早期発見に向けて

- 情報の収集
 - ・教職員の“気付き力”を高める
 - ※ 校内職員研修の実施
 - 校外で行われる研修会への参加
 - ・児童、保護者、地域からの情報収集
 - ・休み時間等の校内巡視
 - ・定期的な面談による情報収集(児童・保護者)
 - ・アンケート調査の定期的な実施
 - ※ 児童へのアンケート調査の実施
 - 保護者へのアンケート調査の実施
- 相談体制の充実
 - ・いじめ相談窓口の設置(校内)
 - ・いじめ相談窓口の周知(校外)
- 情報の共有
 - ・報告の徹底と、全教職員による情報共有
 - ・要配慮児童等の情報共有
 - ・申し送り事項の確認と徹底
 - ・「気付き見守りアプリ」等の活用